

湯前町 歴史文化基本構想



熊本県 湯前町 平成 30 年 3 月

はじめに

湯前町は熊本県の南東部、人吉盆地の東端に位置し、農林業を基幹産業とする人口約 4,000 人の町です。盆地特有の気候と、市房山や球磨川に代表される豊かな自然は、本町を含む人吉・球磨地域に暮らす人びとに様々な恩恵をもたらしてくれます。

その一つが農作物です。特に米は、単に食するだけではなく、今や地域ブランドとしての地位を確立した「球磨焼酎」の原料ともなる重要な作物となっています。こうした中で、「焼酎文化」ともいべき独特の風習が生まれ、現在も生活の様々な場面で焼酎が酌み交わされています。

また、戦後の復興間もない時期に、地域の女性を支えるために発足した「下村婦人会」が開発した「市房漬」は、食の安全・安心が叫ばれる現代に先駆けること約 60 年、材料となる野菜や味噌などすべて手作りという、町を代表する特産品の一つとなっています。

二つ目には地域の伝統的な活動を挙げるができます。本町には 49 件の指定等文化財を含め、多くの文化財を有しており、その多くは古社寺建築や神仏像の彫刻といった信仰に係るものです。これらは、平成 27 年度に認定された日本遺産のストーリーでもある「相良 700 年が生んだ保守と進取の文化」の中で、領主から領民まで広く一体となって保存・継承に取り組んできたという経緯があり、現在の文化財保護行政にも通じるものがあります。

こうした場所に心のよりどころとして集い、様々な活動を展開することで地域のつながり、ひいては住民同士のつながりを深める機会にもなります。

本構想の策定により、本町の文化財行政がこれまで以上に実りのあるものとなることを祈念いたしますとともに、地域住民の皆様にとりまして、身近な文化財をきっかけに、さらに郷土への愛着を深めることにつながれば幸甚です。

最後になりましたが、本構想の策定にあたり、ご尽力いただきました湯前町歴史文化基本構想検討委員の皆様をはじめ、貴重な資料やご意見をお寄せいただきました皆様に深謝いたします。

平成 30 年 3 月

湯前町教育委員会

教育長 中村 和弘

目 次

第1章	歴史文化基本構想策定の背景と目的	
第1節	歴史文化基本構想策定の背景と目的	1
第2節	歴史文化基本構想の位置づけと役割	3
第3節	関連する他の計画等	4
第2章	調査・検討の進め方	
第1節	調査・検討の流れ	8
第2節	調査・検討の実施体制	9
第3節	歴史文化基本構想策定委員会の経緯	10
第4節	住民との協働に向けた啓発活動	11
第3章	湯前町の概況	
第1節	位置と沿革	13
第2節	自然環境の特性	16
第3節	社会環境の特性	22
第4節	文化的な特性	35
第4章	湯前町の文化財の把握	
第1節	文化財の捉え方	45
第2節	指定文化財の状況	48
第3節	未指定の歴史文化遺産	53
第5章	湯前町の関連文化財群	
第1節	関連文化財群の位置づけ	93
第2節	関連文化財群の設定	95
第6章	歴史文化遺産保存活用区域	
第1節	保存・活用区域の考え方	99
第2節	保存・活用区域の設定	101

第7章 湯前町の歴史文化遺産の保存・活用	
第1節 歴史文化遺産の保存・活用の現状と課題	102
第2節 保存・活用の基本方針	108
第8章 保存・活用の体制整備	
第1節 歴史文化遺産の保存・活用体制の現状と課題	114
第2節 保存・活用体制の整備方針	116
第9章 おわりに	120

【 資料編 】

資料1 文化財等時代変遷表	S1
資料2 主要な歴史文化遺産	S2
資料3 町内催事と地区別伝統行事・祭礼	S18
資料4 町制施行後の年表（昭和12年～平成29年）	S19
資料5 参考文献一覧表	S23

第 1 章 歴史文化基本構想策定の背景と目的

第 1 節 歴史文化基本構想策定の背景と目的

湯前町は、古くは旧石器時代の遺構が確認されたクノ原遺跡をはじめ、東部に当地を治めた歴代の人吉藩主や民衆が古くから「お嶽^{たけ}さん参り」として信仰の対象とした市房山がそびえ、現在も相良^{さがら}家統治期の名残として、戦国時代の球磨^{くまぐん}郡内最大の戦乱であった獺野原^{うそのはら}の戦いで戦場の一つとなった湯前城跡に、市房山^{いちふさやま}神宮里宮神社が建つ。

また、九州内でも 2 番目に古い木造建築とされる明導^{みょうどうじ}寺阿弥陀堂とこれに続く伝統建築様式を今に伝える八勝^{はっしょうじ}寺阿弥陀堂があり、その他にも球磨地域に現存する数少ない弘法^{こうぼうだいし}大師を祀った御^お大師^{だいし}堂^{どう}といった茅葺屋根の古社寺建築など多種多様な歴史文化遺産が分布し、多くの人々に湯前町の歴史や文化を伝えている。平成 30 年（2018）1 月時点で、国指定 6 件、県指定 4 件、町指定 36 件、国登録有形 3 件の合わせて 49 件が文化財に指定されている。

一方、平成 27 年（2015）以降、歴史的経緯や地域の風土に根ざした世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成・伝承、環境整備などの取組を効果的に進め、我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るため、文化庁では地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として認定する取り組みを始め、平成 29 年度（2017）までに 54 件のストーリーが日本遺産に認定されている。

この初年度にあたる平成 27 年度（2015）に、ひとよし^{ひとよし}くま^{くま}地域が「相良 700 年が生んだ保守と進取の文化 ～日本でもっとも豊かな隠れ里～ 人吉球磨」として認定され、湯前町もその一役を担うことになった。

また、平成 20 年度（2008）に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号。以下「法律」という。）が施行され、法律の中では、「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し（法律第 1 条）、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、維持及び向上を図ることとしている。

このような状況の中で、歴史的価値の高い建造物が多く現存し、歴史と伝統を反映した活動も今なお地域に息づいており、これらの保存及び維持並びに歴史文化遺産を活用したまちづくりを積極的に推進し、後世に継承していくため、歴史文化基本構想に先立ち、平成 29 年 3 月（2017）に、「湯前町歴史的風致維持向上計画」を策定し、認定された。

しかし、日本遺産への取り組みを始め、相互に関連する文化財の一体的な保存・活用や、未指定の文化財、あるいは新しい分野を対象とした文化財保護についての考え方を明らかにし、歴史文化遺産の効果的な保存・活用を推進していく方策を確立していくことが、地域の強い要請になっている。

特に、少子高齢化とともに人口減少が急速に進行しつつある今日、本町の魅力溢れる貴重な歴史文化的資源を、将来的に保存・継承していくことが困難になってきており、早急に今後の方策を検討していくことが求められている。さらには、歴史文化的資源を活用した観光振興など交流人口拡大に向けた取り組みを活性化させ、地域活性化やまちづくりのための事業を展開していくことが喫緊の課題となっている。

このような課題を解決していくためには、歴史文化基本構想において取り扱う文化財において、有形・無形、指定・未指定に関わらず、歴史的・文化的に価値を有するすべての文化的所産として捉え、構想の趣旨を地域社会に受け入れやすくするために、より身近な表現として「歴史文化遺産」と表現し、その保存・活用の推進に取り組むことが必要である。

そのためにも、本地域の文化財を総合的に調査・把握し、関連する文化財と周辺環境を一体的に保護していくための総合的、体系的な方針や方向性を明らかにしていくための文化財保護のマスタープランすなわち歴史文化基本構想を策定していくことが求められる。

この実現に向け、湯前町が有する文化遺産を長期的かつ計画的に保存・活用し、魅力溢れるまちづくりに帰するため、文化庁が示す策定指針に基づき、「湯前町歴史文化基本構想（以下、「本基本構想」と略する）」を策定するものである。

第 2 節 歴史文化基本構想の位置づけと役割

本基本構想は、平成 23 年（2011）に策定した「湯前町第 5 次総合計画」に定める「～生き生きと輝き 誇れる町 ゆのまえ～」を将来像として、その実現に向けた方針の一つとして策定するものであり、「湯前町歴史的風致維持向上計画」や「湯前町総合戦略」など関連する他計画との連携・協働を図りながら、湯前町の文化財の保存・活用、並びに歴史文化を活用したまちづくりを推進するためのマスタープランとして位置づけるものである。

このため、本基本構想は、以下の役割を担うものとする。

- ① 文化財の保存・活用を通じたまちづくりの今後の展開について、その指針を示す。
- ② 行政と住民が連携・協働して取り組んでいくための方針を示す。

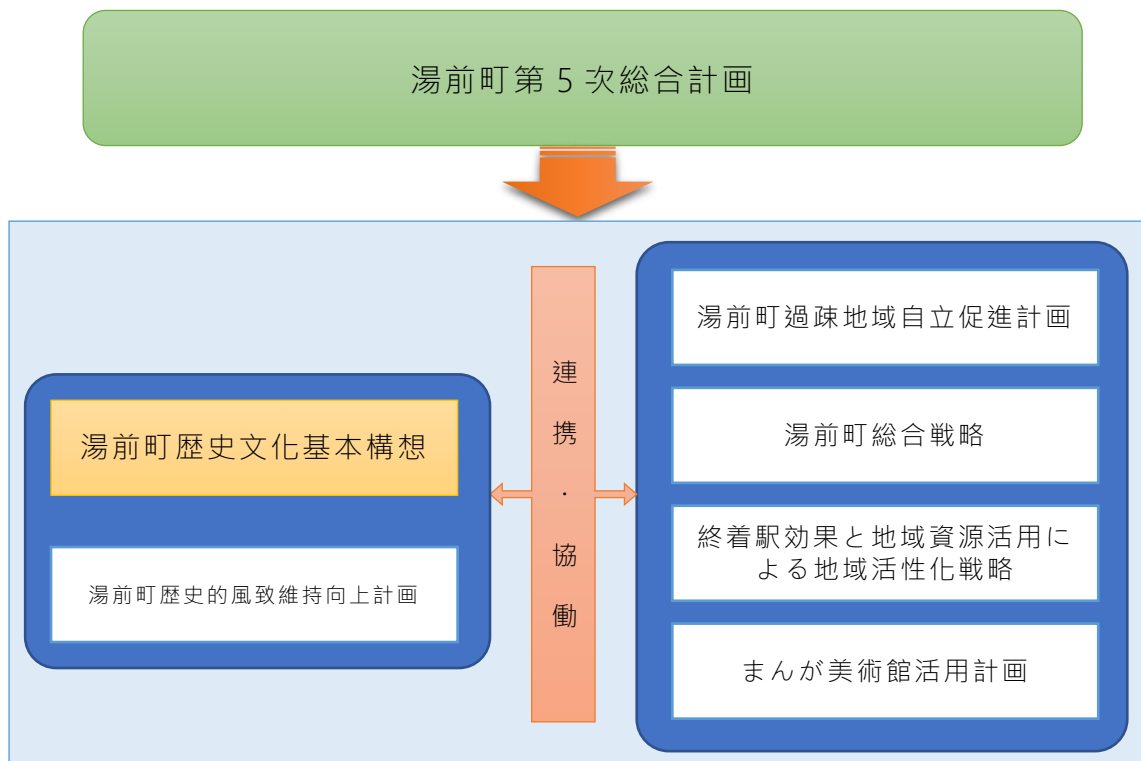


図 1-1 歴史文化基本構想の位置づけ

第 3 節 関連する他の計画等

本基本構想は、前述したとおり、関連する他計画との連携・協働を図りながら、湯前町の文化財の保存・活用、並びにまちづくりを推進するためのマスタープランとして位置づけており、以下、他計画との関連について記す。

(1) 湯前町第 5 次総合計画

本町では、町の将来像を「～生き活きと輝き 誇れる町 ゆのまえ～」として、平成 23 年 3 月 (2011) に第 5 次総合計画を策定、平成 27 年 (2015) に後期 5 年間の基本計画を策定している。総合計画では、基本施策の一つとして、「未来へつなぐ人づくり」の中で、文化財保護と文化振興について、次のように整理している。

第 4 節 文化財保護と文化振興

1・現況と課題

本町には美しい自然と農村風景のなかに、数多くの有形、無形の文化財が存在しています。これら文化財の多くは長い歴史の中で、保存、継承されてきた遺産であり、町の歴史や文化を理解するために重要なものです。また、これら文化財によって語られるストーリーが「日本遺産」として認定されました。しかしながら、地区で守られてきた文化財も多く、地域住民の高齢化のなか、新たな文化財の保存と活用方法を確立することが求められています。文化団体については、学習意欲の増大に伴い、多様化するニーズに対応できるように、団体の育成支援や活動の場となる中央公民館などの施設の拡充が必要になってきています。湯前まんが美術館においては、那須良輔作品を展示するとともに、「まんが」に特化した企画展示を開催するなど集客力を高め、マンガを核としたまちづくりにどのように展開していけるかが課題です。

2・基本方針

ふるさと文化の振興のため、文化財の保存と活用に努め、文化団体の育成、湯前まんが美術館事業の充実を目指します。

3・施策の体系

- (1) 文化財愛護意識の高揚
- (2) 未指定文化財の調査
- (3) 指定文化財の維持管理
- (4) 日本遺産の活用
- (5) 湯前まんが美術館の充実
- (6) 文化団体の育成
- (7) 新湯前町史刊行の計画

4・基本計画

(1) 文化財愛護意識の高揚

中央公民館主催の「歴史探訪講座」や小学生の町内探険、特に太鼓踊りや棒踊りなどの無形民俗文化財については、小・中学校の総合学習の時間をとおして踊りを体験することで、後継者育成、文化財愛護意識の高揚を図ります。

(2) 未指定文化財の調査

文化財の調査については、各地区の古社寺、石造物については終了していますが、今後、各家所蔵の文化財などについて調査を進めていきます。

(3) 指定文化財の維持管理

城泉寺阿弥陀堂や御大師堂については、国や県等の補助事業を活用して修理を行い、御大師堂については盗難防止のための整備を行います。また、文化財の保存活用計画を策定し、文化財周辺も含めた周辺の環境整備も行います。

(4) 日本遺産の活用

日本の文化・伝統を語るストーリーに認定された文化財を中心に、数多くの有形・無形の文化財について、国内外に情報を発信し、観光振興や交流人口の増加に努めます。

(5) 湯前まんが美術館の充実

より漫画に親しんでもらえるような展示を計画し、周辺観光施設や多方面との連携を図りながら、広報活動を進めていきます。また、より良い展示を行うためにも施設の整備を段階的に計画し、観覧しやすい環境づくりを行います。

(6) 文化団体の育成

文化協会など文化団体の育成、助成に努め、また、利用される施設の拡充を進めていきます。

(7) 新湯前町史刊行の計画

湯前町史刊行以来45年以上が経過し、その間に発見された資料も多く、それらの資料を収集しながら、新湯前町史の刊行を計画していきます。また、学校教育、総合的な学習の時間にも有効な、平易な副読本の作成を計画していきます。

(2) 湯前町歴史的風致維持向上計画

湯前町歴史的風致維持向上計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の第4条に規定する「歴史的風致維持向上基本方針」に基づき、平成29年(2017)3月に、本基本構想に先立ち策定し、認定された計画である。本来であれば、本基本構想に基づいて策定すべきものであったが、歴史的風致の維持向上を早急に取り組むべきであるという判断から先行して策定した。当然のことながら、湯前町歴史的風致維持向上計画策定におい

て、文化財等、湯前町の歴史文化特性についても事前調査や課題等の抽出も行っており、本基本構想の策定に当たっては、その成果を踏まえながら策定した。

(3) 湯前町過疎地域自立促進計画

過疎地域自立促進計画では、総合計画に則し以下の事業を計上している。

表 1-1 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
7 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等	城泉寺屋根修繕工事	湯前町
		城泉寺史跡指定事業	湯前町
		御大師堂修理事業	湯前町
		宝陀寺等周辺整備事業	湯前町
		城泉寺駐車場・トイレ改修事業	湯前町
		まんが美術館前町道歩道改修等工事	湯前町
	(3) その他	無形民俗文化財保存継承事業	湯前町
		新町史編纂事業	湯前町

(4) 湯前町総合戦略

地方創生の議論が急激な高まりを見せる中、我が国においては、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく総合戦略が取りまとめられた。これを受け、湯前町においても、平成 27 年度 (2015) に、以下の 5 項目の目標を掲げ、5 ヶ年を計画期間とする総合戦略を策定した。

目標 1 湯前の発展を支える産業と、持続的で魅力ある雇用を創る

目標 2 湯前への人の流れを創るとともに、人材の流出を抑制する

目標 3 町民の結婚・出産・子育ての希望を叶え、笑顔があふれる地域を創る

目標 4 町民が誇りを持ち、安心して生き活きと暮らし続けることができる地域を創る

これらの目標の中で、目標 4 の「町民が誇りを持ち、安心して生き活きと暮らし続けることができる地域を創る」において、“郷土を想う心と誇りが輝き、安心して生活できるまちづくり”を基本方針として、郷土を愛し行動する町民の想いや誇りに基づいた、安心安全な地域づくり、歴史・伝統・文化の継承などの取組を推進することとしている。

(5) 終着駅効果と地域資源活用による地域活性化戦略

終着駅効果と地域資源活用による地域活性化戦略は、湯前町総合戦略の個別計画として、平成 28 年 (2016) 3 月に策定しており、くま川鉄道湯前駅本屋が終着駅 (始発駅) であることに主眼を置き、駅周辺開発・整備、若者にとっての魅力ある雇用創出、空き家等の活用による移住定住促進等を目的としている。この活性化戦略においても、郷土文化展示・体験環境整備や歴史文化利活用着地型観光事業、町内サイン計画・案内板整備事業などが計上されており、本基本構想との緊密な連携が必要となっている。

(6) まんが美術館活用計画

「湯前まんが美術館」は、湯前町出身の政治風刺漫画家である那須良輔^{な す りょうすけ}氏の功績を記念して平成 4 年 (1992) 11 月に開館したもので、湯前町の貴重な文化的資産となっている。平成 27 年 (2015) 10 月に策定された「湯前町総合戦略」においては、「まんがを核とした魅力あるまちづくりの推進」を具体的な施策目標の一つに掲げ、新たなまちづくりとして、湯前の重要な地域資源である「まんが」の積極的利活用を図ろうとしている。

平成 28 年 (2016) 3 月に策定された、「終着駅効果と地域資源活用による地域活性化戦略」においても、基本目標の一つである「地域資源を活かした賑わいのあるまちづくり」において、「まんが美術館を核とする賑わいのあるまちづくり」を具体的な施策事業の一つに掲げ、「まんがのまち」としての取り組みを開始しているところである。

このような上位計画の方針に基づき、平成 29 年 (2017) 3 月に、「まんが美術館」の文化的資源としてのあるべき姿を再確認するとともに、「まんがのまち」としての中核施設としてその役割を十分担うことができるよう、まんが美術館の活用計画をまとめた。

第2章 調査・検討の進め方

第1節 調査・検討の流れ

湯前町第5次総合計画を踏まえ、地域の文化財及びその周辺を総合的に保存・活用し魅力溢れるまちづくりを推進していくため、既存文化財を始め、新たな視点に立って本町の歴史文化遺産を再確認するとともに、関連文化財群や保存活用区域の在り方などを検討しながら、今後の歴史文化遺産の保存・活用の基本方針や体制整備の在り方について、「湯前町歴史文化基本構想検討委員会」を中心に以下の流れに沿って、検討を進めてきた。

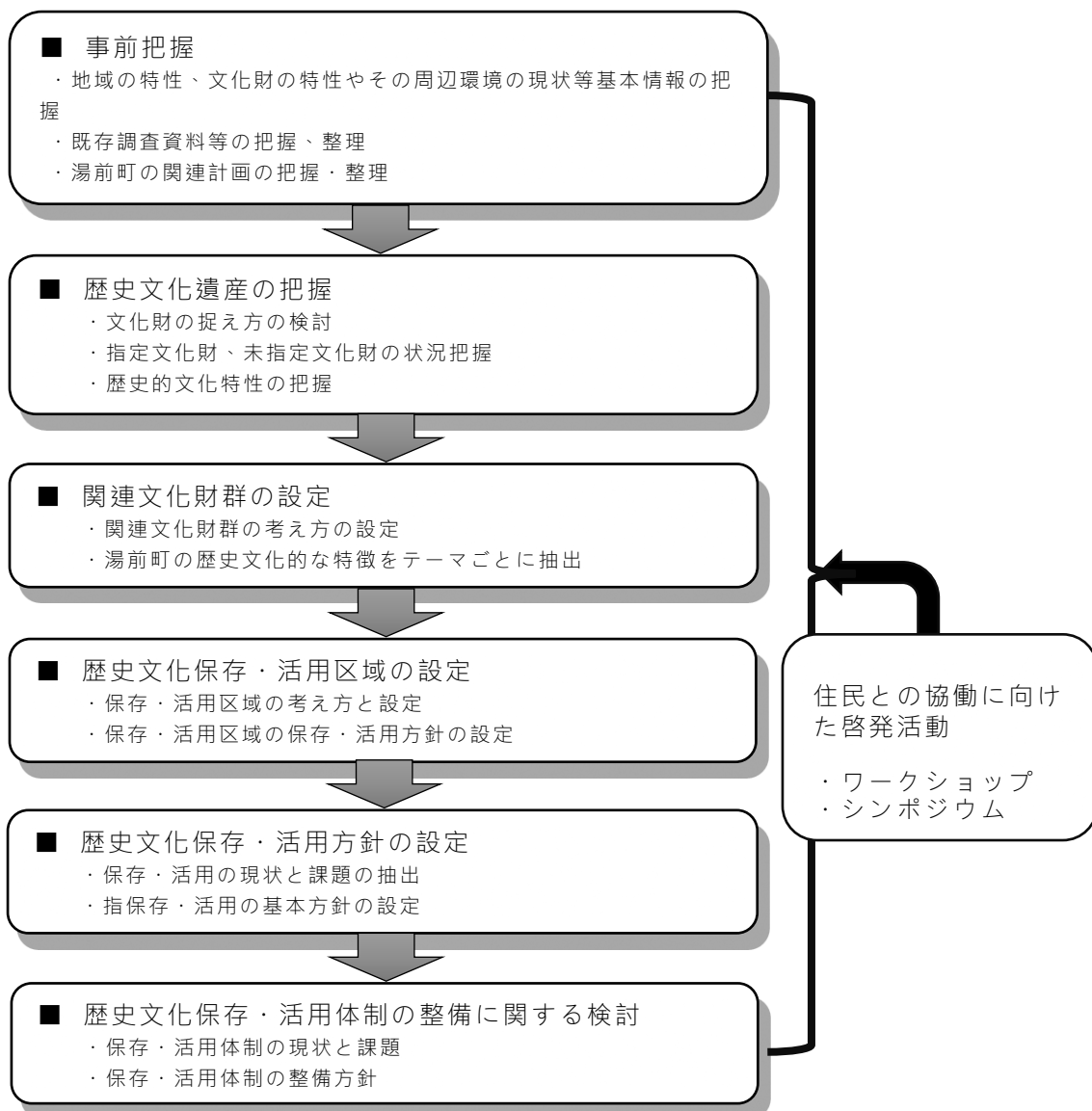


図 2 -1 湯前町歴史文化基本構想策定の流れ

第2節 調査・検討の実施体制

「歴史文化基本構想」の策定に当たっては、学識経験者、関係団体、地域住民等により構成される「湯前町歴史文化基本構想策定委員会（以下、策定委員会という）により検討を行った。

表2-1 湯前町歴史文化基本構想策定委員会名簿 (敬称略)

	氏名	所属等	備考	
湯前町歴史文化基本構想策定委員会	会長	鶴田 正巳	湯前町長	行政
	副会長	柳瀬 鐵男	瀬戸口区長（重要文化財所在地区長）	自治会
	監事	宮原 辰紀	幸野溝土地改良区理事長	文化財管理団体
	監事	上米良 秀人	湯前町観光物産協会会長	観光振興
		溝下 昌美	湯前町文化財保護委員長	文化財全般
		工藤 維春	市房山神宮里宮神社宮司	文化財管理団体
		藤岡 教顕	明導寺住職	文化財管理団体
		林 展弘	有限会社林酒造場代表者	伝統産業(醸造)
		豊永 史郎	合名会社豊永酒造代表者	伝統産業(醸造)
		那須 清文	馬場区長（重要文化財所在地区長）	自治会
		伊東 龍一	熊本大学大学院先端科学研究部教授	古建築・都市計画
		桂 英昭	熊本大学大学院自然科学研究科准教授	都市計画・建築計画
		顧問	中村 和弘	湯前町教育長
	顧問	青濱 伊津子	熊本県教育庁 教育総務局文化課 文化財保護主事	文化財行政
事務局	教育課	北崎 真介	教育課長	教育行政
		藤崎 正人	教育課主事（学芸員）	文化財行政

第3節 歴史文化基本構想策定委員会の経緯

策定委員会は、以下のとおり開催し、本構想についての検討を行った。

表2-2 湯前町歴史文化基本構想策定委員会の開催状況

回	日時	主な議題
設置	平成29年5月29日(月) 13:30 ~ 15:00	湯前町歴史的風致維持向上協議会総会において 規約改正により策定委員会を設置
第1回 策定委員会	平成29年11月1日(水) 14:00 ~ 15:30	本基本構想策定にあたっての意見交換 調査状況の確認 本基本構想の構成案について
第2回 策定委員会	平成29年12月16日(土) 13:00 ~ 15:00	住民等ワークショップ実施結果の内容協議 本基本構想の構成に関する修正案について
第3回 策定委員会	平成30年2月11日(日) 13:30 ~ 15:00	本基本構想の素案協議・内容詳細確認
第4回 策定委員会	平成30年2月18日(日) 13:30 ~ 15:00	本基本構想の修正事項確認 パブリックコメントに付す構想書の認定
第5回 策定委員会	平成30年3月11日(日) 13:00 ~ 14:00	パブリックコメントの実施事項確認 公表する本基本構想の認定



写真2-1 検討委員会風景



写真2-2 検討委員会風景

第4節 住民との協働に向けた啓発活動

本町の歴史文化遺産の保存・活用を住民と連携・協働して推進していくためには、住民が自分たちの居住する地域の歴史文化遺産の存在や価値を日頃から理解し、愛着と誇りを持つことが何よりも重要となる。このため、本構想の策定過程においても、周知を徹底し理解を深めてもらうことが必要であり、以下の住民に向けた啓発活動を実施した。

(1) ワークショップ等の開催

開催日時：平成29年11月15日(金) 18:30～20:30

開催場所：湯前町農村環境改善センター中会議室

参加人数：21名

内 容：① 基調講演 「人吉球磨の日本遺産認定について」

人吉市教育委員会 歴史文化課長 隅田 節子 氏

② ワークショップ「湯前の歴史文化遺産を再発見し、その活用方法や情報発信のあり方を考える。」

ファシリテーター 九州地域情報化研究所代表 横山 正人 氏



写真2-3 ワークショップ風景



写真2-4 ワークショップ風景

(2) シンポジウムの開催

開催日時：平成30年3月11日(日) 15:30～

開催場所：湯前町農村環境改善センター 大集会場

参加人数：75名

内 容

① 基調講演 「歴史文化遺産をいかしたまちづくり」

長崎総合科学大学 元学長・名誉教授 林 一馬 氏

② パネルディスカッション 「湯前の歴史文化遺産の保存活用に向けて」

コーディネーター 九州地域情報化研究所代表 横山 正人 氏

パネラー 長崎総合科学大学 名誉教授 林 一馬 氏

熊本大学大学院先端科学研究部教授 伊東 龍一 氏

熊本大学大学院自然科学研究科准教授 桂 英昭 氏

瀬戸口区長 柳瀬 鐵男 氏

馬場区長 那須 清文 氏

湯前町長 鶴田 正己 氏



写真2-5 シンポジウム風景



写真2-6 シンポジウム風景